

収集運搬業許可申請書に添付する書類の一覧

添付書類	備考
(1) 事業計画の概要を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物収集運搬事業計画書 ・ 収集する廃棄物の種類及び収集運搬業務の具体的な計画（収集する事業所、店舗等の名称及び収集曜日、作業行程、搬入先等具体的に）
(2) 本社、事務所、事業所の位置図	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地図のコピーに所在を明示することにより
(3) 積替保管施設を設置する場合の添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積替え施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図 ○ 当該土地の登記簿の謄本、公図の写し ・ 申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類 ○ 積替保管する一般廃棄物の性状を記載した書類（分析票等）
(4) 定款・登記簿の謄本等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為（いずれも原本証明したもの）及び登記簿の謄本
(5) 住民票、外国人登録証明書、登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ○ この書類は、申請書に書いてある申請者及び法定代理人役員等すべての者について提出する ・ 住民票は本籍地の記載のあるもの ・ 外国人である場合は、外国人登録証明書 ・ 登記事項証明書は、成年被後見人及び被補佐人として登記されていないことを証明したものを、東京法務局から交付を受けること
(6) 事業を行うに足りる技術的能力を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の者が、一般廃棄物あるいは産業廃棄物の収集運搬に関する講習を終了している場合は、その終了証の写し ・ 申請者が法人の場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 ・ 申請者が個人の場合は、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者
(7) 収集運搬に供する車両関係の書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集運搬の業に供する車両のすべてについて車検証の写しを添付する ・ 申請者が当該車両の所有権を有しない場合は、申請者が当該車両を使用する権原を有することを証する書類
(8) 経理的基礎を有することを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規申請は、事業開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 ○ 申請者が法人の場合は、直前2年間の各事業年度における貸借対照表並びに損益計算書及び法人住民税納税証明 ○ 申請者が個人の場合は、別紙資産に関する調書及び直前2年間の納税証明書 ○ 直近の決算において赤字が生じている場合は、別紙長期的財務計画書
(9) その他町長が必要と認める書類	<p>請求があったものについては提出をお願いします。</p>

処分業許可申請書に添付する書類の一覧

添付書類	備考
(1) 事業計画の概要を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物処分業事業計画書 ・ 処分する廃棄物の種類 ・ 処分作業の具体的な計画（処分する廃棄物の種類ごとに、処分方法、作業場所、作業に供する設備、作業行程、従業員配置等具体的に）
(2) 本社、事務所、事業所の位置図	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅地図のコピーに所在を明示することでよい
(3) 処分にかかる施設(保管を含む)それぞれについて右記の書類を添付する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図 ○ 当該土地の登記簿の謄本、公図の写し ・ 申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類 ○ 保管する場合は、保管する一般廃棄物の性状を記載した書類（分析票等）
(4) 定款・登記簿の謄本等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為（いずれも原本証明したもの）及び登記簿の謄本
(5) 住民票、外国人登録証明書、登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ○ この書類は、申請書に書いてある申請人及び法定代理人役員等すべての者について提出する ・ 住民票は本籍地の記載のあるもの ・ 外国人である場合は、外国人登録証明書 ・ 登記事項証明書は、成年被後見人及び被補佐人として登記されていないことを証明したものを、東京法務局から交付を受けること
(6) 事業を行うに足る技術的能力を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の者が、一般廃棄物あるいは産業廃棄物の処分に関する講習を終了している場合は、その終了証の写し ・ 申請者が法人の場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 ・ 申請者が個人の場合は、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者
(7) 経理的基礎を有することを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規申請は、事業開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 ○ 申請者が法人の場合は、直前2年間の各事業年度における貸借対照表並びに損益計算書及び法人住民税納税証明 ○ 申請者が個人の場合は、別紙資産に関する調査及び直前2年間の納税証明書 ○ 直近の決算において赤字が生じている場合は、別紙長期的財務計画書
(9) その他町長が必要と認める書類	<p>請求があったものについて提出をお願いします。</p>